

## 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項

### 第1 趣旨

この要項は、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜の処分及び移動制限等のまん延防止措置により、収入が減少し経営の継続及び維持が困難となる畜産経営者や畜産経営の再開に多額の資金を要する経営者に対し経営の継続、維持又は再開に必要な資金を融通する熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要項において熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金とは、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う家畜等の処分により経営の停止や出荷減少等の経済的影響を受けた経営者が経営再建のための資金を、第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1及び2の資金をいう。

- 1 熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金（以下「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」という。）  
畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日24農畜機第4699号）（以下「畜産特別資金要綱」という。）別添2に定める資金。
- 2 熊本県鳥インフルエンザ対策農林漁業セーフティネット資金（以下「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」という。）  
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通達）（以下「セーフティネット資金要綱」という。）に定める資金。

### 第3 融資対象者

- 1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金の融資対象者は次のとおりとする。
  - (1) 経営再開資金にあつては、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴い、家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた経営者とする。
  - (2) 経営継続資金にあつては、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴い、経営継続が困難となった経営者であつて、次の①から③のいずれかに該当するものとする。
    - ① 移動制限等の対象となった家畜を飼養するもの
    - ② 移動制限等が行われた区域内的の農家又はと畜場等の畜産関連施設との取引が停止された畜産経営者であつて、高病原性鳥インフルエンザの発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの
    - ③ 高病原性鳥インフルエンザの発生により、輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内的の畜産経営者であつて、高病原性鳥インフルエンザ発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの
  - (3) 経営維持資金にあつては、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う鶏肉又は鶏卵の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、別表1の1に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。
- 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金の融資対象者は、別表1の2に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

### 第4 融資対象経費

本資金の融資対象経費は、既往負債の借換えを除く、次に掲げる畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費とする。

- (1) 飼肥料費
- (2) 家畜の購入費
- (3) 畜産経営に用する器具及び消耗品等購入費
- (4) 雇用労働費
- (5) その他畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費

## 第5 融資機関

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金及び鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金を融通する金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

- ① 農業協同組合
- ② 農業協同組合連合会
- ③ 農林中央金庫
- ④ 知事が指定する銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定を受けようとする場合は、金融機関は融資機関指定承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとし、適当と認めるときは、知事は当該金融機関へ融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

- (2) 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関

## 第6 貸付の条件

### 1 貸付限度額

- (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」

貸付限度額は、次に掲げる額を上限とし、知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けた畜産経営維持計画に定める借入計画額とする。

- ① 経営再開資金
  - a 個人経営 2,000万円
  - b 法人経営 8,000万円
- ② 経営継続資金及び経営維持資金  
家きん100羽当たり 5万2千円

- (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」

600万円

ただし、経営規模等から、貸付限度額の引き上げが必要と日本公庫が認める場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、その認めた額とする。

### 2 償還期限等

- (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」  
7年（内据置期間3年）以内
- (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」  
15年（内据置期間3年）以内

### 3 償還方法

- (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」  
元金均等償還
- (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」  
日本公庫の定める方法

- 4 貸付利率は、別表1に定めるとおりとする。

## 第7 県の助成

- 1 県は、市町村が本資金に係る利子補給金として、融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に別表2のA欄に定める利子補給率を乗じて得た額を、融資機関又は融資対象者に交付したときは、当該額に別表2のB欄に定める利子補給補助率を乗じて得た額の合計額を、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（次項において「要項」という。）の定めるところにより当該市町村に対して予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 前項の計算期間は、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日までの期間とし、要項第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金にあっては、毎年1月1日から12月31日までの期間とする。
- 3 第1項の規定により県が市町村に補助する期間は、別表2のC欄に定めるとおりとする。

## 第8 借入手続等

### 1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

- (1) 借入希望額が、個人にあっては2,000万円以下、法人にあっては8,000万円以下の場合の手続は以下のとおりとする。
  - ① 本資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入申込書（別記第3号様式）、畜産経営維持計画（畜産特別資金要綱別添2別紙様式第1-1号又は第1-2号）を融資機関の長に提出するものとする。

なお、別表1の1に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売実績等報告書（別記第4号様式）を併せて提出するものとする。

また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
  - ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見（別記第5-1号様式）及び鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（別記第6号様式）を添えて市町村長に提出するものとする。
  - ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書（別記第7号様式）及び鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書（別記第8号様式）を添えて、所轄の広域本部長又は地域振興局長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
  - ④ 振興局長等は、③の書類を受理した場合において、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で適当と認めるときは、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書（別記第9号様式）及び鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金畜産経営維持計画承認書（別記第10号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
  - ⑤ 団体支援課は、④により提出された書類により、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）に畜産経営維持計画の承認について報告を行うものとする。
  - ⑥ 市町村長は④の通知を受けた場合は、速やかに融資機関の長に経営維持計画の承認について通知するとともに、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書を融資機関の長に交付するものとする。
  - ⑦ 融資機関の長は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営再開資金、経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
  - ⑧ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、貸付実行月の翌月5日までに鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書（別記

- 第11号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- (2) 借入希望額が、個人にあっては2,000万円、法人にあっては8,000万円を超える場合の手続は以下のとおりとする。
- ① 借入希望者は、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入申込書(別記3号様式)、畜産経営維持計画(畜産特別資金要綱別添2別紙様式第1-1号又は第1-2号)を融資機関の長に提出するものとする。  
なお、別表1の1に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売実績等報告書(別記第4号様式)を併せて提出するものとする。  
また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
  - ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見(別記第5-2号様式)及び鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書(別記第6号様式)を添えて市町村長に提出するものとする。
  - ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書(別記第7号様式)を添えて、振興局長等に提出するものとする。
  - ④ 振興局長等は、③の書類を受理した場合において適当と認めるときは、本資金借入の効果等についての意見(別記第5-3号様式)を添えて団体支援課に提出するものとする。
  - ⑤ 団体支援課は、④の書類が提出された場合、家畜伝染病予防法に基づく飼養管理衛生基準の遵守状況を確認するとともに、家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書(畜産特別資金要綱別添2別紙様式第2号)に本資金借入れの効果等についての意見を添えて、中央畜産会を経由して機構理事長に提出するものとする。
  - ⑥ 団体支援課は、機構理事長から経営維持計画の承認の通知を受けた場合は、速やかに振興局長等に通知するものとする。
  - ⑦ 振興局長等は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに市町村長に通知するとともに、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。
  - ⑧ 市町村長は⑦の通知を受けた場合は、速やかに融資機関の長に経営維持計画の承認について通知するとともに、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書を融資機関の長に交付するものとする。
  - ⑨ 融資機関の長は、⑧の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
  - ⑩ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、貸付実行月の翌月5日までに鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書(別記第11号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

## 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫から貸付決定通知書を受領した後、鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子助成承認申請書(別記第12号様式)に販売実績等報告書(別記第13号様式)及び貸付決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、当該書類に鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金補助対象事業承認申請書(別記第14号様式)を添えて、振興局長等に提出するものとする。
- (3) 振興局長等は、(2)の書類を受理した場合において適当と認めるときは、鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金補助対象事業承認通知書(別記第15号様式)を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
- (4) 市町村長は(3)の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子補給承認通知書を交付するものと

する。

- (5) 利子助成承認を受けた者は、本資金の貸付けを受けたときは、貸付実行月の翌月5日までに鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金貸付実行報告書（別記第16号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

#### 第9 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、畜産特別資金要綱、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2）、セーフティネット資金要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成26年5月8日から施行する。
- 2 熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金事務取扱要領は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和3年12月28日から施行し、令和3年12月21日から適用する。
- 2 この要項は、令和4年6月1日から施行する。

別表 1

1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

資金種類	要件及び貸付利率
経営再開資金	無利子
経営継続資金	<p>一般： セーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率。</p> <p>特認： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の販売に係る1kgあたり換算額（以下「1kgあたり平均販売単価」という。）が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生日から直近1か月までの1kgあたり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合は無利子（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kgあたり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>
経営維持資金	<p>一般： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の1kgあたり平均販売単価が、原則として前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生日から直近1か月までの1kgあたり平均販売単価が、原則として前年から過去5年間の同期の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下している場合は畜産特別資金要綱の別添2の第3の2の（1）の力の（エ）に規定する利率（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kgあたり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p> <p>特認： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の1kgあたり平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生日から直近1か月までの1kgあたり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1kgあたり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合はセーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kgあたり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>

## 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

資金種類	要件及び貸付利率
鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金	発生農家の場合は、無利子
	<p>制限区域内にあって、直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の1kg当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までの1kg当たり平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の1kg当たり平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合は、無利子（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、1kg当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>

別表 2

1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

資 金	A 市町村利子補給率	B 県利子補給補助率	C 助成期間
経営再開資金	畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 2 の ( 1 ) のカの ( エ ) に規定する利率と同額	市町村の利子補給率の 2 分の 1 以内	貸付実行日から 5 年以内
経営継続資金	一般：畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 2 の ( 1 ) のカの ( エ ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率の差額 特認：畜産特別資金要綱の別紙 2 の第 3 の 2 の ( 1 ) のカの ( エ ) に規定する利率と同額		
経営維持資金	特認：畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 2 の ( 1 ) のカ ( エ ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率の差額		

2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

資 金	A 市町村利子補給率	B 県利子補給補助率	C 助成期間
鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金	セーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率と同額	市町村の利子補給率の 2 分の 1 以内	貸付実行日から 5 年以内



別記第1号様式

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金  
融資機関指定承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
代表者名

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第5の(1)の規定に基づき、  
鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金の取扱い融資機関としての指定を受けたく申  
請します。

別記第2号様式

## 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

### 融資機関指定通知書

番 号  
年 月 日

様

熊本県知事

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第5の(1)の規定に基づき、鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金の取扱い融資機関に指定しましたので通知します。



## 個人情報取扱いに関する同意書

関係機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。

頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提供されることはありません。

関係機関に提供する情報の内容は、事業計画承認申請書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

利用目的は、関係機関による融資審査、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの  に✓を入れて下さい。

### 1. 提供先として同意する関係機関

全ての関係機関に提供することに同意します。

下記の関係機関に提供することに同意します。

(同意する機関の  に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

熊本県  市町村

(  融資機関・保証機関 )

農業協同組合  農林中央金庫

銀行  信用金庫  信用協同組合

農業信用基金協会

(その他)

(  )

借入れしようとする融資機関及び利子補給を行っている県、市町村(保証を希望する場合には保証機関)への情報の提供に同意頂けませんと融資、利子補給等の申請に必要な書類が揃わないこととなります。

### 2. 提供に同意する情報の種類

関係書類の情報の全てについて、1の  印の関係機関(融資機関にあつては借入れしようとする機関に限る。)に提供することに同意します。

下記の情報について、その他の関係機関に提供することに同意します。

(同意する書類の  に✓を入れて下さい。)

事業計画承認申請書(  添付書類)

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地

氏名

## 販売実績等報告書

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金に係る畜産経営維持計画作成時における販売実績等は、以下のとおりです。

住 所

氏 名（法人名、代表者名）

1 直近1か月と過去5年間同月の比較

ア 直近1か月

直近1か月に該当する月	販売量 (A)	販売額 (B)	平均販売単価 (C = B / A)
年 月	kg	千円	円 / kg

イ 過去5年間同月の平均

直近1か月に該当する月	販売量 (D)	販売額 (E)	平均販売単価 (F = E / D)
1年前 年 月	kg	千円	円 / kg
2年前 年 月	kg	千円	円 / kg
3年前 年 月	kg	千円	円 / kg
4年前 年 月	kg	千円	円 / kg
5年前 年 月	kg	千円	円 / kg
平均	-	-	円 / kg

ウ 平均販売単価の比較

直近1か月間と過去5年間同月の平均（又は直近と過去5年間同時期の平均）との比較（ / ）	%
--	---

2 高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月と過去5年間同期の比較

ア 高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月

高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月に該当する月	販売量 (A)	販売額 (B)	平均販売単価 (C = B / A)
年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg

イ 過去5年間同期の平均

直近1か月に該当する月	販売量 (D)	販売額 (E)	平均販売単価 (F = E / D)
1年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
2年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
3年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
4年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
5年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
平均	-	-	円 / kg

ウ 平均販売単価の比較

高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までと過去5年間同期の平均との比較（ / ）	%
---	---

経営継続資金（特認）・維持資金の（特認）を希望する場合に、1又は2について記入し提出すること。  
内容を証する書類を添付すること。

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

融資機関長

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入の効果等についての意見

家畜疾病経営維持資金の貸付けを行いたいので、熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第 8 の 1 の ( 1 ) の の規定に基づき、下記のとおり畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して別添のとおり畜産経営維持計画を提出します。

記

畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見

借入希望者名	市町村名	資金の種類	営農類型	借入希望額 (千円)	貸付利率 (%)	償還期間 (据置期間)
畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見						

借入希望額が個人2,000万円、法人8,000万円以下の場合に使用する。

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

融資機関長

家畜疾病経営維持資金借入の効果等についての意見

家畜疾病経営維持資金の貸付けを行いたいので、畜産特別資金融通事業実施要綱別添2の第3の3の(2)の規定に基づき、下記のとおり畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して別添のとおり畜産経営維持計画を提出します。

記

畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見

借入希望者名	市町村名	資金の種類	営農類型	借入希望額 (千円)	貸付利率 (%)	償還期間 (据置期間)
畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見						

借入希望額が個人2,000万円、法人8,000万円を超える場合に使用する。

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長  
( 地域振興局長 )

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入の効果等についての意見

このことについて、畜産経営維持計画の提出があり、審査したところ適当と認められますので、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金融通措置要項第 8 の 1 の ( 2 ) の規定により、下記のとおり畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して別添のとおり畜産経営維持計画を提出します。

記

畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見

借入希望者名	市町村名	資金の種類	営農類型	借入希望額 (千円)	貸付利率 (%)	償還期間 (据置期間)
畜産経営維持計画に係る資金の効果等の意見						



別記第 6 号様式

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書

年 月 日

市町村長 様

融資機関長

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第 8 の 1 の( )の規定に基づき、  
利子補給を承認されるよう申請します。

借入者名	資金の種類	貸付額 (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)
計				

借入希望額が、個人2,000万円、法人8,000万円以下の場合は「( 1 )の」、  
個人2,000万円、法人8,000万円を超える場合は「( 2 )の」

別記第7号様式

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 ー

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第8の1の( )の規定に基づき、補助対象事業として承認されるよう申請します。

借入者名	融資機関名	資金の種類	貸付額 (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率(%)	
					市町村分	うち県分
計						

借入希望額が、個人2,000万円、法人8,000万円以下の場合は「(1)の」、  
個人2,000万円、法人8,000万円を超える場合は「(2)の」

別記第 8 号様式

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金融通事業  
畜産経営維持計画承認申請書

第 号  
年 月 日

熊本県知事

様

市町村長

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第 8 の 1 の ( 1 ) の の規定に基づき融資機関から畜産経営維持計画が提出されましたが、適当と認められますので、同要項第 8 の 1 の ( 1 ) の に基づき、承認されるよう申請します。

## 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書

市町村長 様

さきに申請がありました標記資金の貸付けに係る補助対象事業については、下記のとおり承認したので通知します。

熊本県知事

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

承認番号	氏名	承認額 千円 承認日	貸付 予定日	第1回 償還日	償還額 円			償還 期間 据置 期間	貸付利率 %	利子補給率(%)				市町村 コード	債務 保証	転・貸	資金別内容					県 単 上 乗 該 当	
					第1回	2回以降	最終回			国	県	市町村	金融機関				細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5		

( 資金の種類 : )



## 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書

熊本県知事 様

さきに承認を受けました標記資金について下記のとおり貸付実行いたしましたので報告します。

融資機関長

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

承認番号	氏名	実行額 千円	第1回 償還日	償還額 円			償還 期間 据置 期間	県補給率 %	市町村 コード	債務 保証	転・ 貸	資金別内容					実行日	公庫 貸付 決定日	変更実行額 千円	資金交付日 資金交付額 千円 (公庫のみ)	貸出番号 (農協系)	チ エ ック	
				第1回	2回以降	最終回						細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5					貸付決定番号 (公庫系)		

( 資金の種類 : )

別記第 1 2 号様式

鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子助成承認申請書

年 月 日

市町村長 様

(申請者)住 所

氏 名

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第 8 の 2 の( 1 )の規定に基づき、  
利子助成を承認されるよう申請します。

資金使途	借入希望額 (千円)	利子助成前 貸付利率 (%)	利子助成率 (%)	利子助成後 貸付利率 (%)	償還 期間 (年)	据置 期間 (年)	償還 回数	償還方法
								元金均等 ・ 元利均等

## 販売実績等報告書

鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金に係る借入申込み時における販売実績等は、以下のとおりです。

住 所

氏 名（法人名、代表者名）

1 直近 1 か月と過去 5 年間同月の比較

ア 直近 1 か月

直近 1 か月に該当する月	販売量 (A)	販売額 (B)	平均販売単価 (C = B / A)
年 月	kg	千円	円 / kg

イ 過去 5 年間同月の平均

直近 1 か月に該当する月	販売量 (D)	販売額 (E)	平均販売単価 (F = E / D)
1 年前 年 月	kg	千円	円 / kg
2 年前 年 月	kg	千円	円 / kg
3 年前 年 月	kg	千円	円 / kg
4 年前 年 月	kg	千円	円 / kg
5 年前 年 月	kg	千円	円 / kg
平 均	-	-	円 / kg

ウ 平均販売単価の比較

直近 1 か月間と過去 5 年間同月の平均（又は直近と過去 5 年間同時期の平均）との比較（ / ）	%
--	---

2 高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近 1 か月と過去 5 年間同期の比較

ア 高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近 1 か月

高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近 1 か月に該当する月	販売量 (A)	販売額 (B)	平均販売単価 (C = B / A)
年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg

イ 過去 5 年間同期の平均

直近 1 か月に該当する月	販売量 (D)	販売額 (E)	平均販売単価 (F = E / D)
1 年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
2 年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
3 年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
4 年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
5 年前 年 月 ~ 月	kg	千円	円 / kg
平 均	-	-	円 / kg

ウ 平均販売単価の比較

高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近 1 か月までと過去 5 年間同期の平均との比較（ / ）	%
---	---

内容を証する書類を添付すること。



別記第 1 4 号様式

鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金補助対象事業承認申請書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項第 8 の 2 の ( 2 ) の規定に基づき、補助対象事業として承認されるよう申請します。

借入者名	融資機関名	資金の種類	貸付額 (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率(%)	
					市町村分	うち県分
計						



鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金貸付実行報告書

年 月 日

熊本県知事 様

(借受者) 住所  
氏名

さきに承認を受けました標記資金について、下記のとおり貸付を受けましたので報告します。

融資機関名 (委託金融機関名)	貸付決定日	実行額 (千円)	実行日	備 考
貸付決定番号				
日本政策金融公庫 ( )				

(添付書類)

- 1 借用証書の写し
- 2 償還予定表の写し

(注) 資金交付日が、実行日と異なる場合は、資金交付日を備考欄に記入すること。